



- 1 甲及び乙は、毎月報告会を開催し、乙は甲に対し、毎月報告書を提出し、本委託開発業務の進捗を相互に確認する。
- 2 乙は、本契約に基づいて得られた成果につき、甲に対し報告する。

コメントの追加 [A3]: 自社のみが負担となるような場合には削除しても構いません。自社も相手方にも必要な機材やデータ等の提供、定期的な試験・測定の実施とその結果等を受ける必要がある場合には、こうした条項を入れておくことで、相手方にも必要な情報の開示を求めることが可能です。

#### 第5条 (成果物の納入)

乙は、別紙に定める各納期までに、本委託開発業務により作成した別紙に定める各成果物を、それぞれ、甲の指定する方法により納入する。

#### 第6条 (検収)

- 1 甲は、乙から成果物が納入された後、●営業日以内に、本委託開発業務の内容に合致しているか検査し、乙に検査の結果を通知する。
- 2 甲から乙に対し、前項の期間内に何らの通知がなされない場合には、検査に合格したものとみなす。

#### 第7条 (委託開発報酬)

- 1 本委託開発業務の報酬は、総額●●円(消費税別)とし、甲は乙に対し、これを下記のとおり分割して、乙の指定する銀行預金口座に送金して支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。
  - (1) 契約締結一時金: ●●円  
支払期日: 本契約締結日から 30 日以内の甲及び乙で別途合意した日
  - (2) ●●  
支払期日: ●●後●●日以内
  - (3) ●●  
支払期日: ●●後●●日以内
- 2 本委託開発業務の内容または開発期間が甲乙の協議により変更されたときは、甲及び乙は、前項の報酬の変更についても協議するものとする。
- 3 本委託開発業務に要する費用は乙が負担するものとする。ただし、本委託開発業務に必要な費用の額が、本契約締結日において予想される費用の額と異なることが判明した場合は、甲及び乙は、それぞれの費用負担額について見直しを行うものとする。

コメントの追加 [A4]: 本契約締結前から保有している知的財産権等の実施許諾を含む場合には、その対価相当分が含まれていることを明示する記載方法もあります。

#### 第8条 (成果の帰属)

- 1 本委託開発業務を遂行する過程で、発明、考案、意匠、著作権の創作等(以下、「発明等」という。)が生じた場合には、発明等は、前条に定める報酬の支払いが完了した時点で乙から甲に移転するものとする。ただし、従前から乙が保有していた権利はこの限りではない。

コメントの追加 [A5]: 権利は乙に帰属させ、甲に実施許諾を行う場合もあります。甲のみに独占的に実施許諾を受けさせるのであれば、「乙に帰属するが、甲に対して専用実施権を設定するものとする」と書き換えることが可能です。

- 2 乙は、本委託開発業務または成果物に関連し、著作者人格権等の乙が取得できない権利については、甲または甲の指定する第三者が当該権利主張を受けないことを保証する。
- 3 乙は成果物が第三者の権利を侵害していないことを保証し、第三者からの権利主張があった場合には、本委託契約に定める報酬額を上限としその費用について賠償の責を負う。ただし、その原因が甲の指示にあるときはこの限りではない。
- 4 乙は、発明等に関し自己の従業員等が権利を有する場合は、本契約の目的を達成するために必要な承継を受けるものとする。

#### **第9条 (再委託の禁止)**

- 1 乙は、事前に甲から書面による承諾を得ない限り、本契約に係る債務の履行を第三者に再委託してはならない。
- 2 乙は、甲による事前の書面承諾を得て、第三者に本契約に係る債務の履行を再委託する場合には、当該第三者に対し、本契約において自己が負う義務と同等の義務を遵守させるものとし、当該第三者が義務に違反したときには、受領者が本契約の義務に違反したものとみなす。

#### **第10条 (紛争対応)**

本委託開発業務に関し、第三者との間で知的財産権侵害を理由とする紛争が生じた場合、甲及び乙は、速やかに相手方に通知し、相互に協力して解決する。

#### **第11条 (秘密保持)**

- 1 甲及び乙は、本契約の過程で開示され又は知り得た相手方の技術上又は営業上の秘密（これが化体した有体物、目的物又は成果物を含む。）について、厳に秘密を保持し、開示者による事前の書面承諾を得ない限り、本委託開発業務以外の目的のために用いてはならず、また、第三者に対し、秘密情報を開示し又は漏洩してはならない。ただし、以下の各号のいずれかに該当するものを除く。
  - ① 開示される以前に、相手方が知得していたもの
  - ② 開示された時に、すでに公知であったもの
  - ③ 開示した以降に、相手方の帰責事由なく、公知となったもの
  - ④ 相手方が、正当な権利を有する第三者から守秘義務を負うことなく合法的に取得したもの
- 2 第1項の規定にかかわらず、法令又は裁判所その他官公庁から秘密情報の開示を要請された場合には、受領者は、秘密情報を開示することができる。

#### **第12条 (解除)**

甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当すると合理的に認められる場合には、何らの通知をすることなく、直ちに本契約及び個別契約を解除することができる。

- ① 本契約又は個別契約に違反し、催告を受けたにもかかわらず、違反が解消されないとき
- ② 監督官庁から、営業の取消、停止等の処分を受けたとき
- ③ 第三者から差押、仮差押、仮処分その他強制執行若しくは競売申立、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
- ④ 破産、民事再生、会社更生手続又は特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をしたとき
- ⑤ 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、又は自ら振出した手形の不渡処分を受けたとき

#### 第13条 (有効期間)

- 1 本契約の有効期限は、第3条に定める開発期間と同一とする。
- 2 本契約の終了後においても、第10条に定める秘密保持義務は、本契約の期間満了後3年間存続する。

#### 第14条 (紛争の解決)

- 1 本契約に定めのない事項、疑義が生じた場合、又は本契約に関連する紛争が生じた場合には、甲及び乙は、誠意をもって協議の上、円滑に解決を図るものとする。
- 2 本契約に関する知的財産権についての紛争については、まず〔東京・大阪〕地方裁判所における知財調停の申立てをしなければならない。
- 3 前項に定める知財調停が不成立となった場合、前項に定める地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
- 4 第1項に定める紛争を除く本契約に関する紛争（裁判所の知財調停手続を含む。）については、第1項に定める地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

●●年●月●日

甲 ●●株式会社  
(住所)

(代表者名) 印

乙 ●●株式会社  
(住所)  
(代表者名) 印

(別紙)

**【別紙1】**

1. 開発の目的

●●の技術を利用した新たな●●に係る実用化技術の開発

2. 開発内容

・○○の技術の応用検討・・・  
・・・・・・・・

想定される成果物（成果物の機能、仕様、調査研究の場合は報告書等を記載）

3. 開発期間

●●年●月●日 から ●●年●月●日 まで

4. 役割・実施方法

別紙2（役割分担表、RACI表）のとおり

5. 実施スケジュール

別紙3（スケジュール）のとおり

6. 実施担当者

（人数に応じて、適宜メンバー表を添付します。所属部署、役職、メールアドレス、直通電話番号を記載してリーダーに○をつける等、見やすく作成し、実際のメンバーにも通知します。）

甲：

乙：

【別紙2】（役割分担表）

契約締結後も更新を行い、当事者間やプロジェクトチームで確認・管理を行うことで、貢献度を正しく評価するために活用することが考えられます。

